

## 狂犬病予防注射を実施します

犬を飼っている方は、年1回狂犬病の予防注射を受けることが法律で定められています。今年度は、以下の日程で実施しますので、ご利用ください。多数の犬が集まることで興奮状態になる恐れがある犬は、病院で個別に接種することをお勧めします。

### ▼Aコース 6月14日(日)

時 間	会 場
9:00～9:15	白樺コミセン駐車場
9:25～9:40	六軒町会館前
9:50～10:05	弁華別会館前
10:15～10:35	茂平沢会館前
10:55～11:10	中小屋会館前
11:30～11:50	東裏会館前

### ▼Bコース 6月28日(日)

時 間	会 場
9:00～9:20	西当別コミセン前
9:35～9:45	川下会館前
10:00～10:10	南部地域会館前
10:20～10:30	東蕨岱会館前
10:45～11:05	森の道会館前
11:15～11:30	若葉会館前
11:45～12:05	太美青少年会館前

▼問合せ 環境生活課環境対策係 (☎ 23 - 2503)

## 注意しましょう ペットの飼育

最近、犬や猫などの飼育に関する苦情が寄せられています。ペットを飼育している方は、以下の事項を再確認し、マナーを守って飼育するよう心がけてください。

- 散歩の際には、引き綱等を付けて絶対放さない。  
また、糞を処理する用具を持参し、必ず持ち帰る。
- 排泄のしつけをし、専用トイレなど決まった場所で排便・排尿させる。
- 狂犬病の予防接種は年1回必ず受ける。
- ペットの鳴き声や臭いに注意し、近隣に迷惑をかけるない。
- 犬や猫の放し飼いはしない。
- ペットは決して捨てない。
- 飼い主のいない猫や犬の餌付けはしない。
- 生まれる子どもの飼育ができないのであれば、不妊、去勢手術を受けさせる。

▼担当 環境生活課環境対策係 (☎ 23 - 2503)



見捨てないで  
ワン!



## 予防しましょう！新型インフルエンザ

新型インフルエンザはメキシコ等海外において流行し、日本国内においても感染が確認されています。

新型インフルエンザにおいても他の病気と同様に日頃からの予防が大切ですので、下記のことを気をつけて新型インフルエンザを予防しましょう。

### ▼予防方法

- ・手洗い(手の甲や手首、指・爪の間までしっかり洗う)・うがい
- ・咳エチケット(咳、くしゃみが出る場合には、ティッシュなどで鼻と口を押さえる)や、マスクを着用する
- ・必要なとき以外は人混みを避ける
- ・十分な休養と栄養をとる。
- ・流行地域への渡航を控える

▼相談窓口 新型インフルエンザがまん延している国もしくは国内の流行地域に滞在または旅行した人で38度以上の急な発熱や咳が出る場合は、すぐに病院へ行かず下記まで問い合わせ、その指示にしたがって行動しましょう。

### ◆江別保健所

受付時間 9時～21時  
電話番号 011 - 383 - 2111

### ◆道庁保健福祉部保健医療局

健康安全室地域保健・感染症グループ  
電話番号 011 - 204 - 5253 (24時間対応)

※相談は当面の間実施しています。

▼問合せ 福祉課保健サービス係

(ゆとろ内・☎ 23 - 2346)

## 児 童 手 当

現況届の提出期限は  
6月30日まで

現況届は、児童手当を引き続き受給する要件を確認するために提出が義務付けられていますので、必ず提出してください。(未提出の方は、6月分以降の児童手当が受給できなくなります。)

なお、平成21年1月2日以降に当別町に転入された方は、平成21年1月1日現在の住所地から平成21年度(平成20年分)児童手当用所得証明書の交付を受け、現況届に添付してください。

現況届は、前月まで引き続き受給されている方に送付しています。お手元に届かない場合は、ご連絡ください。

なお、公務員の方は、勤務先での手続きとなります。

▼提出期限 6月30日(火)

▼提出・問合せ

子育て推進課子ども係(ゆとろ内・☎23-3024)

## 電 話 相 談

産婦人科救急相談電話  
小児救急電話相談

①産婦人科救急相談窓口

助産師が症状を確認し、アドバイスを行います。なお、かかりつけの病院で対応できる場合は、そちらに受診またはご相談ください。

▼受付時間 19時～7時(無休)

▼電話番号

011-622-3299

②小児救急電話相談

看護師、小児科医がアドバイスをしてくれます。

▼受付時間 月～金曜日

19時～23時(祝日・年末年始は除く)

▼電話番号

プッシュ回線(☎#8000)

ダイヤル回線、携帯、PHS

(☎011-232-1599)



## が ん 検 診

しっかり受診して  
健康チェックをしましょう

がんは、早期に発見し、治療することが大切です。定期的に検診を受け、自らの健康管理にお役立てください。受診を希望する方は、事前にお申し込みください。

①胃・肺・大腸がん検診

▼対象・年齢

胃がん検診 35歳～、  
肺・大腸がん検診 40歳～

▼日程・会場

日 程	会 場
7月14日(火)	西当別コミセン
7月15日(水)	ゆとろ
7月19日(日)	

▼受付時間 7時～9時

②センター検診

▼対象・年齢

胃がん検診 35歳～、  
肺・大腸・乳がん検診 40歳～、  
子宮がん検診 20歳～、  
骨粗しょう症検診 30～59歳

▼日程・集合場所

日 程	会 場
7月9日(木)	西当別コミセン
11月16日(月)	
7月24日(金)	ゆとろ
9月14日(月)	
12月16日(水)	

▼集合時間 7時55分～8時10分

▼問合せ・申込み

福祉課保健サービス係  
(ゆとろ内・☎23-2346)



## 参加しませんか？野菜豆料理講習会を開催します

町食生活改善協議会が主催して、当別産野菜や豆を使った簡単でおいしい料理を紹介します。

調理実習と合わせて、医師や管理栄養士による生活習慣病予防の講話があります。

▼開催日・会場・申込先

①6月17日(水)・ゆとろ

山下宅(☎22-2101)

②7月1日(水)・ゆとろ

真壁宅(☎23-1432)

③7月24日(金)

見原宅(☎26-4652)

▼時間 10時～13時30分

▼内容 午前 調理実習

午後 生活習慣病予防の講話

①・②食事編 町管理栄養士

③医師編 北海道医療大学歯科

内科クリニック副院長

家子正裕 氏

▼参加費 200円

▼持ち物 エプロン、三角きん、  
筆記用具

▼申込み

上記申し込み先に開催日の1週間前までに電話で申し込みください。(定員20名程度)

▼問合せ 保健サービス係

(☎23-2346)

## 第2回亜麻まつりを開催します

亜麻まつりは、亜麻の主産地、当別町を少しでも知ってもらいたいとの思いから始まったイベントです。

北海道で40年ぶりに栽培が復活した亜麻の歴史や文化をより広く伝えるきっかけになればと思います。

▼日時 7月5日(日) 7時～13時30分(雨天決行)

▼内容 亜麻畑見学や亜麻に関する展示のほか、農産物の販売、札幌市の北区写真展(亜麻をテーマとした当別町・札幌市の連携事業)を予定しています。

▼詳細・問合せ 商工課(☎23-3129)

北国生活社(☎011-887-7970)

亜麻の里ホームページ

<http://www.amanosato.jp>



亜麻の花は、早朝から開花し、お昼には散ってしまいます。お早めにご来場ください。

## 廃校の家具工房で木と音楽を体感

家具工房でスツールの製作体験とクラシックコンサートのご案内です。自分で作ったスツールに座りながらの音楽鑑賞はいかがでしょう。

▼日 6月27日(土)

▼場所 家具工房旅する木(旧東裏小学校)

第1部 まるスツール木工教室

◇時間 10時～16時

◇参加費 17,000円(2脚目からは15,000円)

◇持ち物 上履き、弁当、作業に適した服装

◇申込み 6月13日(土)までに電話、FAXで申し込みください。

第2部 クラシックコンサート「音楽のおくりもの」

◇時間 午後6時30分～

◇参加費 1,000円(小学生以下500円)

会場では、手作りスイーツも用意しています。

▼申込み・問合せ 家具工房「旅する木」

(☎25-5555 FAX25-5557)

URL <http://tabisuruki.com/>



## 年金

## 読んで得する年金・国保のお話

## 国保

### 【ねんきん定期便が送付されます】

本年4月から公的年金加入者の方全員に、誕生日にねんきん定期便が毎年送付されることになりました。年金のこれまでの記録や、直近の記録が記載されていますので、お手元に届きましたら忘れずに内容の確認をしてください。

### 【任意加入制度について】

60歳以上の方で、年金の年数が不足していたり年金額を増額したい場合、65歳まで任意で加入することができます。この場合、保険料の納付は口座振替になります。

### ■役場窓口年金相談日

6月8日(月)・22日(月)

住民課戸籍年金係へお気軽にお越しください。

### ■年金保険相談所の開設

主催 札幌北社会保険事務所

日時 6月19日(金) 10時～15時

場所 商工会館(錦町)

※年金保険相談に代理人の方が行く場合は、委任状・身分証明書が必要になります。なお、委任状の書式は任意ですが、戸籍年金係にも用紙があります。

### 【入院時の食費の負担について】

入院時の食事の負担は、1食単位となっています。

区分		1食につき
①	一般の方	260円
②	町民税非課税の世帯	210円
	町民税非課税世帯のうち、過去1年間の入院日数が90日を超えているとき	160円
③	②のうち、所得が一定の基準に満たない70歳以上の方など	100円

※②および③に該当する方は、減額認定証を保険証などに添えて医療機関に提出すると食事負担の減額を受けられます。減額認定証は、加入している医療保険の窓口で発行しています。



### ▼国保・後期高齢者医療についての問合せは

住民課国保・後期高齢者医療係(☎23-2467)

### ▼年金についての問合せは

住民課戸籍年金係(☎23-2463)